

## 卵用奥美濃古地鶏譲渡要領

### (目的)

第一条 この要領は、岐阜県畜産研究所（以下「研究所」という。）養豚・養鶏研究部において増殖した卵用奥美濃古地鶏の成鶏、ひな及び種卵の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 成鶏 食用卵を生産することを目的に飼養する五ヶ月齢以上の雌鶏をいい、岐阜県種畜等譲渡規則（昭和五十五年規則第四十四号。以下「規則」という。）第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。
- 二 ひな 食用卵を生産することを目的に飼養する雌ひなをいい、規則第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。
- 三 種卵 雌ひなを生産するため孵化させる卵をいい、規則第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。

### (譲渡基準)

第三条 研究所が卵用奥美濃古地鶏を譲渡する者は、成鶏及びひなにあつては岐阜県内在住者、種卵の譲渡にあつては県内の孵卵業者であつて、次に掲げる条件を承諾するものとする。ただし、趣味および鶏卵の自家消費目的での飼養については譲渡しないものとする。

- 一 譲渡を受けた卵用奥美濃古地鶏について適正な飼養管理を行うこと。
- 二 商標権など、他者の権利を侵害しないこと。
- 三 種卵の孵化によって産出される雄ひなを、適切に処理すること。
- 四 岐阜県が飼養衛生管理指導、検査等を行う場合には立入を受け入れること。

(雄鶏の譲渡)

第四条 雄鶏は、原則として譲渡しない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 食用を目的とした有精卵生産
- 二 展示のための飼養

(譲渡申込)

第五条 譲渡を希望する者は、別記第1号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部に提出するものとする。なお、初生ひなの譲渡を希望する場合は、別記第1号様式の他に、別記第4号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部に提出するものとする。

2 雄鶏の譲渡を希望する者は、別記第1号様式の他に、別記第2号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部に提出するものとする。なお、初生ひなの譲渡を希望する場合は、別記第1号様式及び別記第2号様式の他に、別記第4号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部に提出するものとする。

3 前2項の提出は、持参、郵送、FAX又は電子メールによるものとする。

(譲渡審査)

第六条 前条の規定により申込を受けた研究所長は、その内容を審査するとともに、ひな及び成鶏の飼育状況を確認したうえで、その諾否を決定し、申請者に結果を通知するものとする。

(譲渡方法)

第七条 譲渡は、研究所長が別途通知する日に研究所養豚・養鶏研究部において行うこととし、鶏の輸送箱は受取者が持参するものとする。譲渡を受けた者は別記第3号様式による受領書を提出するものとする。

(譲渡価格)

第八条 成鶏、ひな及び種卵の譲渡価格については、研究所長が毎年度別に定

め、告知するものとする。

(代金の納付)

第九条 第六条の承諾の決定を受けた者は、前条の規定による代金を研究所長が発行する納入通知書により納付するものとする。

(雑則)

第十条 本要領に定めるもののほか、卵用奥美濃古地鶏の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年10月16日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年7月8日から施行する。

(別記第1号様式)

## 年度 卵用奥美濃古地鶏譲渡申込書

年 月 日

卵用奥美濃古地鶏譲渡要領第3条の一から四の条件を承諾しますので、下記のとおり譲渡申込します。

氏名				
現住所	〒			
電話番号				
飼育場所住所	(飼育場所が現住所と異なる場合は記入してください)			
申込時の飼育状況 (品種・羽数)	(申込時に鶏を飼育している場合は、飼育している鶏の品種・羽数を記入してください。)			
卵の販売 (予定)先				
譲渡希望羽数等	区分	雌・雄	数量	備考
	種卵		個	
	初生ひな	雌	羽	
		雄	羽	
	中ひな 概ね10週齢	雌	羽	
		雄	羽	
	大ひな 概ね15週齢	雌	羽	
		雄	羽	
	成鶏 21週齢以降	雌	羽	
		雄	羽	
譲渡希望年月日	年 月 日 (定期譲渡の場合は、研究所長が定めた日)			

- 注1) 譲渡価格は譲渡当日の日齢により計算します。  
注2) 雄鶏の譲渡を希望する場合は、別記第2号様式を添付すること。  
注3) 初生ひなの譲渡を希望する場合は、別記第4号様式を添付すること。  
注4) 定期譲渡の申込の対象は、「中ひな」のみとする。  
注5) 申込書の情報は、家畜防疫のため飼育場所を管轄する農林事務所、家畜保健衛生所及び市町村へ提供されます。

(別記第2号様式)

## 卵用奥美濃古地鶏の雄鶏譲渡申込書

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所

氏 名

卵用奥美濃古地鶏雄鶏を下記の目的のため飼育したいので、譲渡願います。

記

目的：

但し  
上記以外の目的には転用いたしません。

生産した有精卵は、孵化させません。

衛生対策の徹底を図り、疾病の発生の予防に努めます。

(別記第3号様式)

卵用奥美濃古地鶏受領書

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所

氏 名

下記のとおり卵用奥美濃古地鶏を受領しました。

記

名 称	区 分	数 量	備 考 (雄の羽数を記入)
卵用奥美濃古地鶏	種 卵	個	
	初生ひな	羽	
	中ひな	羽	
	大ひな	羽	
	成 鶏	羽	
計			

(別記第 4 号様式)

# 卵用奥美濃古地鶏予防接種実施計画書

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所

氏 名

下記のとおり譲渡を受けた卵用奥美濃古地鶏に予防接種を実施します。

記

実施予定年月日	実施予定週齢	予防接種名	備考

担当獣医師住所氏名

住所：〒

氏名